

第1章 景観計画とは



1-1	景観計画策定の背景	1
1-2	景観計画策定の目的	2
1-3	景観計画の位置づけ	3
1-4	景観計画の構成	4

1-1 景観計画策定の背景

近年、社会の成熟化に伴って、人々の生活習慣や価値観も変化し、生活空間の質的な向上が求められるようになってきました。この動きを受けて、多くの地方公共団体は、美しいまち並みや良好な景観を形成するため、自主条例としての景観条例の制定など積極的な取り組みを行ってきました。

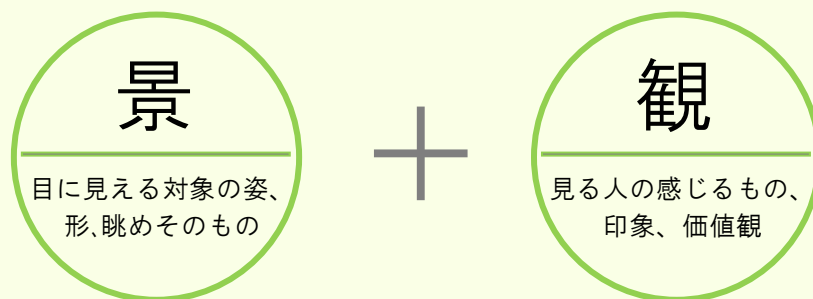
しかし、法律の根拠がないため、まち並みを損なうような色彩やデザインの建物に対して、強制力を伴った規制をすることができないという問題を抱えていました。

そうした中、平成16年に、景観に関する総合的な法律である「景観法」が成立し、景観計画の策定や景観づくりのための建築物等に対する規制などの仕組みが整備されました。

このことによって、地方公共団体は、景観計画の策定をはじめとした「景観法」の仕組みを活用して、地域の特性に応じた景観づくりに取り組むことが可能になりました。

景観とは

「景観」とは、「景色」の「景」と、「観る」の「観」という二つの文字で構成されており、目に見える対象の物理的な眺め（景）を私たちが感じる（観）ことによって生み出されるものです。



つまり、「景観」とは、私たちを取り巻く様々な環境であるまちや地域がどのように見え、それを人がどのように感じるかという価値観を反映したものと捉えることができ、歴史文化の積み重ねが目に見える形となって現れた私たちの暮らしそのものであると言えます。



三舟山・郡ダムお花見ウォーク



三島湖



亀山湖畔公園

1-2 景観計画策定の目的

君津市には、土地区画整理事業によって整備された良質な市街地、水と緑に恵まれた豊かな自然、各地域で培われてきた歴史文化など多様な景観資源があります。

しかし、近年、社会の成熟化に伴って、周辺の景観と調和しない色彩やデザインの建物などが増え、これらの景観資源が損なわれる状況が散見されるようになってきています。

また、人々の生活習慣や価値観が変化し、生活空間の質的な向上が求められるようになってきています。

そこで、君津市は、平成26年6月1日に景観法に基づく景観行政団体になり、君津市の多様な景観資源を守るための考え方や基準（ルール）を定めるため、景観計画を策定することにしました。



市街地のまち並み



人見神社の神馬



小糸川沿岸歩行者専用道



豊英湖



鹿野山九十九谷の雲海



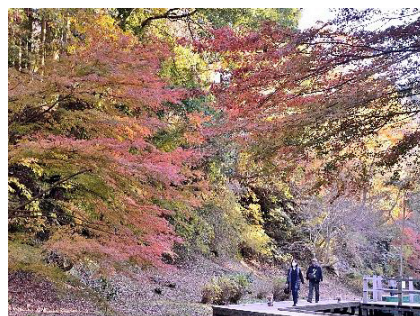
三島の掲鼓舞



久留里夏祭り



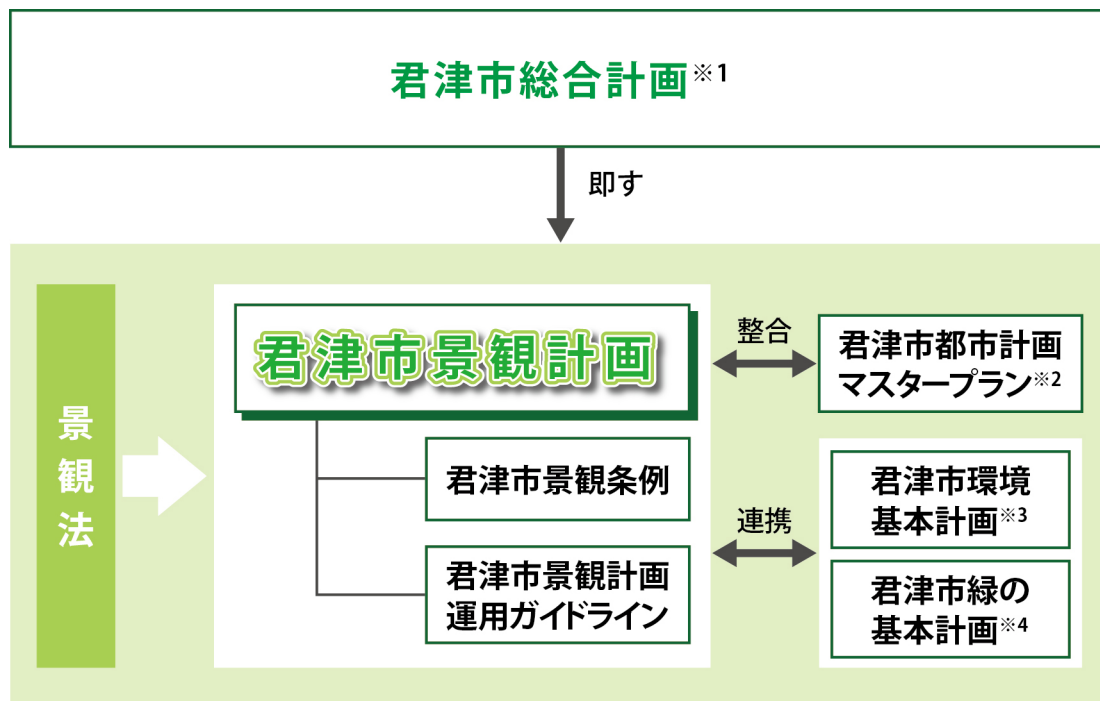
小糸の田園風景



清水溪流広場

1-3 景観計画の位置づけ

君津市景観計画は、君津市総合計画や君津市都市計画マスタープランなどを踏まえた上で、策定するものです。



- ※1 君津市の最上位の計画であり、目指すべき将来都市像と、それを実現していくための具体的な手段を示した計画。
- ※2 君津市の都市計画に関する基本的な方針であり、土地利用の誘導、道路・公園等の整備などまちづくりの方向性を総合的に示した計画。
- ※3 君津市の目指すべき環境像と、それを実現していくための具体的な手段を示した計画。
- ※4 君津市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であり、都市計画区域内における緑地の適正な保全及び緑化を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と、それを実現していくための具体的な手段を示した計画。



君津製鉄所の工場夜景



神野寺境内



亀山湖畔公園

1-4 景観計画の構成

君津市景観計画の構成は、次のとおりです。

第1章 景観計画とは

- 1-1 景観計画策定の背景
- 1-2 景観計画策定の目的
- 1-3 景観計画の位置づけ
- 1-4 景観計画の構成

第2章 君津市の景観

- 2-1 景観の構造
- 2-2 景観の特性
(市街地景観、自然景観、歴史文化景観)

第3章 君津市が目指す景観づくり

3-1 景観計画の区域	景観計画を適用する区域を市全域としています。				
3-2 理念 まち・自然・歴史文化が調和する景観づくり ～守り、育て、継承していく きみつの宝～	君津市の景観づくりの理念を掲げ、その理念を実現するため、方針を定めています。				
3-3 方針	全体の方針	君津市全域で共通して目指すべき景観づくりの方向性を定めています。			
	水と緑が美しいやさらぎのある市街地の景観づくり	豊かな自然を大切にす景観づくり	歴史と文化が感じられる景観づくり	景観資源の積極的な活用と継承	市民や事業者と協働する景観づくり
	ゾーン別の方針	きめ細やかな景観づくりを誘導していくため、6つの景観類型を用いて、ゾーン別に目指すべき景観づくりの方向性を定めています。			
	君津ゾーン		まち	しごとば	やま
	小糸・清和ゾーン	×	さと	みずべ	れきし
	小櫃・上総ゾーン				

第4章 良好な景観の形成に向けて

4-1 良好な景観の形成に関する行為の制限 ○届出対象行為 ○景観形成基準	市に届出を行う必要がある行為と、良好な景観を形成するための基準（ルール）を定めています。
4-2 景観重要建造物／景観重要樹木	良好な景観を形成するために重要な建造物、樹木などに関することを定めています。
4-3 屋外広告物に関する行為の制限	
4-4 景観重要公共施設	

第5章 計画の推進に向けて

5-1 推進の方策の体系	景観計画に基づく良好な景観づくりを円滑に推進していくための取り組みを定めています。
5-2 推進の方策の検討	